

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 それでは午後の一般質問を進めさせていただきたいと思います。まず大きな1点目であります。第三次財政健全化計画を説明せよ、であります。前回9月定例会では、この問題に対して13点の質疑をしたんですけれども、内容についてはほぼ時間切れでした。前回は振り返りつつ、少し追加をして、掘り下げていきたいと思います。財政計画について、私の視点で申し上げますと、中期財政計画は残念ながら破綻をしてしまい、急遽それを踏襲、修正した計画であると考えています。町当局は、一貫して状況が変わった、反省はない、やむを得ない対策という視点、姿勢に対し、私は疑問を感じます。繰り返しになりますが、私自身もこのような財政状況、現状を生んでしまった。また財政悪化を止められなかった責任を痛感しています。だからこそ状況判断の誤りは認め、結果責任を反省し、新たな視点を取り入れながら財政健全化を進めてほしいというのが質問の趣旨であります。答弁に当たり、全て町長が答弁していると理解をします。重要と思われる質問には、是非町長自らご答弁をいただければと思います。(1) 9月議会での答弁を検証し、訂正するところはないか伺います。(2) 手数料・使用料の適正化について、見直し項目は一般会計で56項目と答弁がありましたが、令和2年度予算で見直した項目は何か、特会も含め歳入歳出、それぞれ具体的に説明をしてください。(3) 学校給食費の見直しの効果について説明をお願いします。(4) 企業誘致と町内企業の育成について伺います。(5) PPP/PFI/ネーミングライツ/広告導入の進捗について伺います。(6) 給食センター整備の方向性を伺います。(7) 幼稚園の民営化は時期尚早ではないか伺います。(8) 業務改善による経費削減とあります。メーター管理や電力入札などに取り組む考えはないか伺います。(9) この計画の実行に当たり、議会や町民への説明責任をこれまで以上に果たすとともに、計画にあってもやめるべきはやめる。町民生活に十分配慮すべきと考えるがどうか伺います。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1、第三次財政健全化計画を説明せよ。(1)についてお答えします。訂正するところはありませんが、今後も第三次財政健全化計画の推進については、新型コロナウイルス感染拡大の影響や本町を取り巻く情勢等を総合的に判断し、進めていきたいと考えております。

(2)についてお答えします。令和2年度より見直した項目は一般会計の歳入で学校給食費と宮平保育所職員給食費、歳出では①児童館ファミリークラブ補助金、②婦人がん健診事業、③はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金、④骨粗しょう症健診補助金、⑤高齢者祝金、⑥予防接種医師委託料(高齢者インフルエンザの予防接種自己負担金)、⑦要保護・準要保護支援事業、⑧ふる博実行委員会補助金、国保特会の歳出で⑨はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金となっています。なお、質問に見直し項目は一般会計で56項目と答弁があったとありますが、手数料・使用料の項目が56項目となっており見直し項目ではありません。

(4)についてお答えします。企業誘致については、企業進出を後押しするため減免措

置を行うことや特措法の活用を行い、今現在2事業者と具体的な企業誘致を進めております。町内企業の育成については、町事業での育成を図りつつ、町商工会と連携して企業育成を図ってまいります。

(5) についてであります。PPP・PFIについては、現段階で対象財産はありませんが、他市町村の事例も参考に活用可能な財産がないか今後も検討します。また、黄金森公園を対象としたネーミングライツの導入については、現在、近隣市町村の調査、サウンディングに向けた調整を行っているところです。広告導入の取組として、令和2年1月より町民ホールへ設置している庁舎案内板、住民環境課番号呼び出し機を活用した広告を導入しております。

(8) についてお答えします。第三次財政健全化計画において、コスト意識に根ざした業務改善、歳出削減の具体的な取組として電力供給に関する入札を実施し電気料金の削減を図ることとしており、現在、入札実施に向けて準備を進めております。また、エアコンの推奨温度の徹底等省エネ活動を引き続き実施し、光熱水費の抑制を図ってまいります。上記の取組により歳出額の削減に取り組みますが、新たな設備投資費用が発生する電力使用量を確認するためのメーターの増設は予定しておりません。

(9) についてお答えします。第三次財政健全化計画の推進については、新型コロナウイルス感染拡大の影響や本町を取り巻く情勢等を総合的に判断し進めていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項1点目の(3)についてお答えいたします。令和元年4月の学校給食費の改定に当たり、県産・国産の使用、旬の食材をはじめ、季節の果物やデザート等の提供回数の増加、町産品を使用した郷土料理や行事食の取組など、献立内容の充実につながっております。

続きまして、(6)でございます。学校給食共同調理場の今後の在り方について、給食提供数の見込み値を推計し、調理能力、また学校給食の目的とする安心安全な給食を提供するために必要な施設規模や設備について検討をしております。

(7) についてでございます。現在の町立幼稚園を保護者の就労に関係なく3歳児から5歳児まで継続した教育・保育の一体的提供や幼稚園と預かり保育の手続きを一本化できる認定こども園化を、一部公設民営化も含めて検討してまいります。健全化計画では、移行時期を令和4年度を目標としておりますが、保護者を含め広く意見を拝聴しながら取り組んでまいります。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、まず(1)ですけれども、前回の質問の中で確認してきたものを再度確認したいと思います。中期財政計画の財政シミュレーションは既に大きく変化しているというふうに前回答弁されています。一方で、中期財政計画について破綻はしていないという答弁もありました。2つの計画が同時進行しているのか、それとも中期

財政計画の内容は期間も重なっている、この第三次財政健全化計画に引き継がれているのか。私は後者というふうに理解していますが、その理解でよろしいかをお答えください。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。財政状況は新たな制度の導入や緊急的な対応などにより影響を受けることから、情勢の変化に柔軟に対応すべく随時見直しを行うとしているため、破綻したとは考えておりません。議員おっしゃるとおり、シミュレーションで想定していなかった状況の変化が生じたことから、中期財政計画を見直し、その計画方針を踏襲し、引き続き新たな財政負担に対応していくため、第三次財政健全化計画を策定しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 国民健康保険税についてですけれども、令和4年度まではさらなる値上げはしない。その後、値上げはやむなしと町長は答えていますが、その理解でよろしいですか、お答えください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 仁士議員のご質問にお答えします。国民健康保険税につきましては、税率につきましては毎年度検証を行い調査した後、今後検討してまいります。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に起債、つまり借金を伴う偉業の優先順位についてですが、実施計画で判断できると答弁されています。さらには計画16ページには、実施計画に基づかない事業の導入を行わないとも記載があります。その一方でクーラー設置ですとかG I G Aスクールなど、これまでの答弁や計画と矛盾するという点がありますが、どういう考え方が教えてください。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。前回答弁では、町民の生活に直結する緊急性、重要性の高い事業を優先に考え、より有利な条件の起債を選択するなど、総合的に判断すると答弁しています。基本的には実施計画に基づく事業を導入しますが、クーラー設置やG I G Aスクールのように国の補正予算により、その時期に実施しないとより有利な財源活用ができないことなどから、緊急的に対応している事業もありますので、矛盾はしていないものと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 人件費についてですけれども、削減や抑制ありきではなく、まずは住民サービスを基本に増減を検討するという理解でよろしいですか、お答えください。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。議員おっしゃるとおり、住民サービスを基本に職員の配置を検討しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 こども医療費について、医療費無償化は見直しも検討と記載されていますが、令和4年までは継続事業として続けていく。それでよろしいですかお答えください。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。こども医療費助成事業においては、先日報道でありましたとおり、通院医療費の補助対象が小学校、中学校まで年齢拡充されたと沖縄県の発表がございました。よって、南風原町においても令和4年度までこども医療費の現行の無償化においては継続できるものと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に各種補助金の減額についてですが、財政健全化後も一律に元に戻すわけではない。費用対効果で増減を考慮する。それでよろしいかお答えください。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。各種補助金に関してでございますけれども、基本的には元に戻す場合は費用対効果も勘案しながらということになると思います。ただ各種団体、老人会、女性会、青年会とかの各種団体につきましては、各種団体の実績報告書あるいはまた活動内容等も参考にしながら、基本的には可能な限り活動を支援するという立場から元に戻したいんですけれども、いかんせん財政の事情がございますので、活動状況を見せてもらったりとか決算の状況を参考にさせていただきたいとか。それからそれ以外の補助事業に関しましては、もちろん費用対効果を確認したいというふうな趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に町長の公約でもあった町民体育館の建設については、計画はない。それでよろしいですか、お答えください。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 町民体育館の件に関しましては、公約というような形で、私どもの方針といいますか、方向性を示してきたわけでございますけれども、さきの定例会でのご質問に関しましては、第三次財政健全化計画に関する事業の計画のご質問でございましたので、こちらとしましては、計画期間が令和2年から令和4年までの平成元年度の実施計画、これが今生きているわけですから、令和2年度の実施計画の計画期間が令和4年から令和6年の期間でございます。これは今決裁中でございます、答弁といたしましては令和元年度の実施計画を基に答弁をさせていただいたものですから、現段階では具体的な計画はありませんというふうな答弁になりました。ちょっと説明が不十分でございましたので申し訳ないですけれども、改めて答弁をいたすわけですけれども。町民体育館に関しましては黄金森公園の区域が町立公民館の文化センターの前の道路の整備によりまして、面積が削られたので改めて拡張するわけでございますけれども、その拡張する面積とかどちら側に拡張するか、あるいはまた拡張する面積の中にどういった施設を張りつけるかとか、そういった検討をしなくてははいけません。当然私の計画といたしましては、施設の内容は町民体育館だというふうに認識をしておりますけれども、それに関しましても面積、整備の場所、あるいはまた施設の内容等々、それを検討するために検討委員会は早めにスタートさせたいと。これは議会もご承知かと思っておりますけれども、令和2年度の予算に工種の費用弁償は計上してありますので、年度内には審議会をスタートさせて議論をしていただきたいと。あくまでもこれは案の段階でございましてまだ決裁はしておりませんが、令和4年度から令和6年度までの計画期間の令和2年度実施計画の中には用地費とか、あるいはまた設計費とか、そういった具体的な数字が出てくるというふうに考えておりますので、そのようにご理解をいただきたいということでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これまでは9月議会の答弁内容を確認してまいりました。(2)に移りたいと思います。

答弁では、歳入で2項目、令和2年度での改正点ですね。歳出で9項目という答弁をいただいています。この内容について、ここから(2)以降は項目ごとに掘り下げたいと思いますが、次年度についても見直しを検討している項目、どういった項目であるのか教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。現段階で見直しを検討している項目はございません。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。最初の答弁でもあったように、56項目、様々な手数料とかそういった項目がある中で、トータルで行くと11項目、見直されたわけですね、現状でもですね。やはり、これは前回も私申し上げましたけれども、この見直しに関してサービスを切り下げる、そういった場合には積み上げていったものを下ろすわけですから、しっかりと町民に説明をするべきだと思います。またその内容についても、受益者負担、町単独補助の廃止、また他市町村並みという、こういった内容ではなくて、やはり新たなサービスへと転換していく、そういった視点が必要じゃないかというふうに提案をしています。その点について、町長はどう考えるかお答えいただければと思います。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。新たなサービスへの転換というようなこと、確かに議員ご指摘のとおり必要な方向性ではあると考えております。ただ、しかし財政の状況が今後どうなるか分からないという部分もございますので、新たな財政負担が生じるサービスとか、そういったふうなものはまた十分に検討させていただきたいと考えております。町といたしましては、基本的にスクラップ・アンド・ビルドでございますので、やはり新たなサービスも議員ご指摘のように選択肢の一つだということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。

次に(3)です。学校給食の見直しについてですけれども、充実したという答弁でありました。以前からこの学校給食については赤字補填というか、町財政からの持ち出しもあったわけですね。それがどういうふうに変化していくのか。また今後も食材の価額変動は想定をされます。その場合に給食費へどう転嫁していくのか、現時点での考え方を教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。一般財源からの補填という意味では、令和元年度の実績から申しますと、給食賄い費が2億3,102万5,717円ありまして、給食費収入額が2億2,513万2,170円あります。その差額、一般財源補填額が589万3,547円になっています。未納額というものがそのまま賄い材料費の補填ということになっております。食材の価格変動の際は、給食費への転嫁をどう対応するかについてですが、今回の学校給

食費の改定は消費税の引き上げ、物価の上昇とかが契機になったものですが、学校給食の費用や地元食材の利用促進、栄養量等を内容が適正なものとなるように、必要に応じて南風原町学校給食共同調理場運営委員会で検討していきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回の答弁で行くと、赤字補填については未納がなければ大丈夫だと。また食材の価格転嫁も物価の変動で転嫁するものではないと、そういうふう聞こえますけれども、それでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 補填のものですが、未納……、価格変動で給食費に転嫁するということは直接的には考えておりません。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時22分）

再開（午後1時23分）

○議長 玉城 勇君 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。未納がなかったら補填はないということになっております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に（4）ですが、企業誘致を進めているという答弁であります。企業誘致については当然必要だと考えますけれども、町内企業が転出しないような対策、守り育てる、そういった新たな政策も検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 議員のおっしゃるとおり企業誘致だけではなくて、企業が転出しないということはとても重要なことだと思っております。先ほど答弁もしましたけれども、企業の後押しをするために減免措置をしていますということですが、現在、5つの減免措置の対策を取っています。来年度、沖振法が見直されるということで、また新たに6番目といいますか、読み上げます。国際物流拠点産業集積地域というのに、是非

南風原町のほうも組み込んでほしいということで今働きかけをしています。それと企業が来たり、町内企業が規模拡大するときには土地が必要になると思うんですけども、それについても南風原町の総合計画のほうで、土地利用の計画で南風原南インター付近を新規産業集積ゾーンということで指定して企業誘致に努めていますけれども、現在、具体的に照屋地区のほうは組合施工で区画整理等の整備ができないかどうかということで取り組んでいる最中でありまして。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 (5)は分かりましたので、飛ばして(6)に行きたいと思います。

給食センター整備の方向性ですけども、この計画、第三次財政健全化計画の中では令和3年度までに検討というふうにあります。前回の答弁ではケース別に検討中という答弁もありました。地産地消や食育を考えた場合、現在のセンター方式以外にも様々な方法を検討すべきという、そういった問題点から私は給食レストランという歳入を増やす策を提案しました。現在進めている具体的な検討内容について少し補足して教えてください。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。現在、学校給食共同調理場の今後の在り方について、一番は学校給食の目的とするより安心、安全な給食を提供するために必要な規模や設備等について、学校給食共同調理場運営委員会で検討しております。前回答弁した中でケース別というのはですね、給食数の増加に対応するために調理スペースを当面の間、対応した場合とか10年後を見据えてどれぐらい設備等が必要なのかとか、10年後から20年後に建替えしたほうがいいのかなど、シミュレーションをしている段階でございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁で行くとセンター方式一本で考えていると、それ以外の検討はしていないということよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん これから学校給食共同調理場運営委員会のほうで検討すると思っております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは計画、先ほども言いましたが、令和3年度までに検討というふうにあります。次年度ですから、次年度中にはある程度、この計画の背景とかどういったものになる、そういった形が少し見えてくるのかどうか、その辺も教えていただけます

か。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。方向性については見えてくると思います。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 趣旨としては、令和3年度と直近まで迫っているものですから、どういう形でつくるのかというのが早急に決められてしまわないかなというのがちょっと心配です。方向性という答弁でしたので、少し経緯を見守りたいと思います。

次に(7)に行きたいと思います。幼稚園の民営化ですけれども、答弁では一部公設民営化も含めというようなちょっと抽象的な内容になっていますが、これについてこれまで何度も公立幼稚園についてこども園化してはどうかという議員からの指摘も、いろいろ提案もありましたが、現在でも実質的な機能は満たされているというふうに答弁で何度も否定をしております。これについて、これまでの方針と変わるわけですけれども、方針を転換する。そういった考えでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。これまでプロジェクトチームのほうでも公立幼稚園を3歳児から5歳児まで受け入れる認定こども園に移行できないかということを検討してまいりました。その中で平成30年度からの認定こども園の移行については、時期尚早ということもありましたが、それと同時に、今後の動向を注視しながら状況に応じて再度検討する必要があるとの答申もございました。現在、教育委員会で認定こども園について検討しているところでございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時29分）

再開（午後1時30分）

○議長 玉城 勇君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。現在、教育委員会で認定こども園について検討しております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これについて、私は何度もやらないと答えてきているものを検討しているというものは、何らかの説明が必要だというふうに思います。今、検討している、検討しているということですが、私はこれ方針の転換に見えますので、ちょっと疑問だなと思います。

続いて、この公立幼稚園ですけれども、それが現在の課題ですね。今でも課題があります。例えば担任教諭の正職員化が進められていない、増えていかない。もちろん退職との関係もありますが、また預かり保育が合同保育になったりといったり、何度も指摘している課題についても、これが進まない前にもう民営化してしまおうと、仕組みだけ変えるというのは少し私は乱暴のような気がします。それについて町長も含めて認識がどうなのかお答えいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。仕組みだけを変えるような、単にそういうことではなくてですね、認定こども園、幼稚園の在り方について検討していくというような内容になります。なので、今後またどういう在り方がいいのかということを検討してまいりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 補足して答弁させていただきます。教育委員会のほうでも、待機児童を含め3歳児保育、それから職員が3歳児保育に伴って、また正職員も足りなくなるだろうと。またいろんな意味での提案があります。我々が解決していかないといけない問題等をいろいろ検討するために認定こども園も検討しているということでございます。先ほどからありますように、幼稚園のほうでも一旦全てのものを賄っているような形には見えるんですけれども、いろんな幼・保を超えたそういうふうな法律であるとか、いろんなものを検討してよりよいものをつくっていくということで、検討させていただくこととさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 子育てがしやすい環境になるというのは非常にいいことだと思います。ただ私が言っているのは、ほかの議員も含めてこれまでこども園にしたかどうかという提案はたくさんあったわけですよ。やらないとずっと言ってきたのに、実は検討していますというのは、ちょっと答弁としてこれまでどうだったのかなど。これまでの答弁がそうだったとしたら、やはり提案があるので検討していますと答弁するか、もしくは今状況が状況ですので、これまでの方針と違って、今こういう検討に変わりましたというふうにやるべきだと私は思います。これは計画の中に書かれていることですから、健全化計画の中では令和4年度から公私連携認定こども園化を実施すると書いてあるわけです。これに

ついて私は危機感があったものですから質問をしています。那覇市などでも公設民営、那覇市は半々ですけれども、町民目線で分かりやすく言うと、南風原町においては、答弁では一部というのが今回入ってきていますが、4つの公立幼稚園があるわけです。町民から見て分かりやすく言うと、公立幼稚園が廃止されて民営化される。そういうふうに令和4年度から急になるんじゃないかと私は見えたわけですね。それについてそうではないというようなニュアンスに聞こえますけれども、もう少し明確にこの計画の中身についてどういうことを規定しているのか、そういうことを教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 具体的な話ということだと、先ほどからおっしゃっていますように、いろいろ各議員のほうからも認定こども園については様々提案がございました。我々のほうでも、先ほど学校教育課長が答弁していましたように、プロジェクトチームを設けて、これまで時期尚早というふうに言っていた部分についても再度検証を加えました。検証を加えた結果、認定こども園をやることによっていろいろ南風原町のやるべき部分について実行できるんじゃないかというふうな答申をいただきました。その答申を受けて、教育委員会のほうについても認定こども園でそういった子育ての環境、教育の環境を整えていくべきというふうな検討を進めていくと。その中では、全部の幼稚園を認定こども園、それから民営化という形ではございません。職員の配置とかいろいろ考えていく中で、一部公私連携という部分も必要であろうというふうなことをうたっていますけれども、答弁にもありますように、全てをそういうふうな形ではなく、これからその辺については十分検討していくということでございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時36分）

再開（午後1時36分）

○議長 玉城 勇君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回、計画の中で令和4年というふうに記載していますのは、我々のスケジュール感として、計画の中に各数字を設けないでの計画だと非常にあやふやな状態となりますので、令和4年を一つの目安として進めていきたいということで、そういうふうに記載してございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は認定こども園が駄目と言っているわけではないんですよ。子供

たちの環境がよくなるためなら非常にいいことだと思いますけれども、これまで何度も否定されているわけですから、少し今の答弁であるところまでは状況が変わってきたので、方針も転換、別に方針を転換したら悪いということではないと思いますからね、今の説明ではそういうふうに私は理解します。どちらにしても待機児童の解消というのも非常に大きな課題でありますので、それを進めていただきたいと思います。ならばなぜ公立幼稚園を3年保育に移行する、そういった検討ではなくて公私連携なのか。元はこども園化なのか、その辺について少し教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 いろいろ検討を重ねました。まだ検討という部分では全てをやり尽くしたというふうには考えていませんけれども、今現在で子育ての環境を整えていくためには、認定こども園の形を取ったほうが幼保の制度を超えた体制で子育ての環境がつかれるということで非常に有用ではないかと考えております。人間をなかなかつけれない、要するにうちの職員を毎年一人ずつ採用していつているわけですが、その辺でなかなか正職員をつけれないという部分については、民間の力を借りて、今現在の認可保育園の皆さんが非常にいい環境で保育をしているわけですから、その辺の知恵も借りながらやっていく方法はないかということで、そういう形での検討を進めているということでございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁から、何度もですけれども、やはりこれまでの様々な理解だけじゃなくて、学術とかいろいろな方々、また情勢についての変化を受け止めた形での計画、検討だというふうに私は理解しますけれども、そのように理解してよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 これまで担当課長、部長が答弁しましたが、議員おっしゃるように、時代のニーズに対応するといいますか、より幅広く。幼稚園というのは幼稚園の時間、それから次は預かりの時間ということで別々の申込みとか、やはり保護者の皆さんにとっても申請も煩雑な部分がある。それを一本化できるというメリットもある。議員も質問の中で触れておりましたが、正職員と会計年度任用職員のバランス等もでございます。そういうことから、一つは幼保連携型の認定こども園という考え方に、もう一つ公私連携というのは先ほど部長からもありましており法人保育園が担っている非常に魅力的なといいますか、特徴のあるすばらしい保育を町内の法人保育園の皆さんに担ってもらっていますので、そちらも同時並行して、そういったふうな一部担っていただくこともできるかも含めてでございますので、先ほどからの、以前はまだ今の幼稚園の4歳児、5歳児保育で対応していくという答弁はありましたが、やはりこのご時世、我々も幼児教育の重要性はひしひしと認識しておりますので、それも含めて3歳児からとしての幼児保育が担える、それ

も含めて、保育もしっかりと担える。幼稚園と保育園のいいところ取りといたしますか、そういったスタンスの認定こども園化を進めて検討しているという考えに変わってきているということ認識していただきたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私の趣旨はですね、やはりよくして行ってほしいわけです。そういった中で、これまでの提案だったり、そういったことが私は否定されてきたというふうに受け止めていたものですから、やはり今までこうだったからとか、この形がベストだから、それだけにこだわる、固執することなくですね、やっぱりニーズに応じて行ってほしい。今、応えようと検討されているという理解ですので、このように進めていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

次に(8)のほうに行きたいと思います。まず、この経費削減の観点ですけれども、今、公共施設の中でも学校だったり、通常の民間利用だったり公共利用だったり、時間内であったり時間外であったり、様々な多様な利用の仕方があるわけです。そういったことを考えると適正利用とより詳しい分析をするためには少し設備投資をしたとしても、細かいメーター管理、メーター設置、時間型の管理などにも取り組むべきじゃないかと、答弁ではないというふうにありますけれども、それについてはどう考えていくか教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 答えします。先ほどの答弁のほうでもありましたように、その前に新電力のほうの取組を行うということで回答しましたが、その中でメーターのほうで新電力に移行する際にデジタル化されたスマートメーターというものによって変わっていくと、今のメーターからですね。そういう形になると、またそれに沿った、そういったシステムというか、備品等、そういうのが必要になってくると。ですから、今後、まずこのメーター等がどういった設備が必要なのか。また金額的に現場を見て、専門の方に庁舎以外の施設も今回の質問は含まれていますので、大体どれぐらいかかるかというのはまだ数字持っていませんので、余りコストのかからない形でそういう分析等ができるのであればしっかり対応を検討していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この質問の経緯の中では、計画に書かれていることもありますけれども、例えばですけれども、役場は何時まで電気ついているの、とかね。学校などに行くと朝5時から先生たち来ているよと、そういうこともあるわけですよ。やっぱりこれが常態化していくと、どんな管理をしているのというようなことになります。これは経費の観点で言っていますけれども、働き方においても把握するためにも大切なことだと思います。今の答弁からいくと、私の趣旨は理解してそのように取り組むというふうにも聞こえます

けれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 電気料のそういった削減については今答弁したとおりでございます。働き方、その部分に関しては各管理職、その辺がしっかり管理していくものだと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではよろしくお願ひします。

最後に(9)ですけれども、答弁でも総合的に判断をするという答弁をいただいております。第三次財政健全化計画ですね、最初見たときはこれ全部やるのかと、もちろん財政健全化は目的だけでも、町民にとって相当な影響が出るという懸念もあったわけです。ただ、これまで通して質問してきた中で、やはりとどまるべきはとどまる。見直すべきは見直す。そういった視点も司会しています。そのような姿勢だということも理解しています。繰り返しになるかもしれませんが、そのような理解でよろしいですかお答えください。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 先ほどの答弁にもありますが、計画の推進につきましては新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、本町を取り巻く情勢等を総合的に判断して、計画を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは次に、大きな質問2点目に行きたいと思ひます。信頼の得られない水道行政を見直せという質問であります。今年の6月議会で南部水道の件について質問した後、9月議会の全員協議会において南水派遣議員のほうにも状況を確認いたしました。詳細については南水当局の説明責任だというふうに私は考えますので、どのように質問をすべきか、確認すべきかというのを議会事務局にも確認をしていただきました。1町民として、情報公開を求めなさいということでしたので、個人名で文書を送り説明を求めました。後日、日程調整の上で日時や場所の説明ですね、決まっていたところ急遽南水議会から意見がついたということを経由して説明会は取りやめにされてしまいました。私はこの南水当局の判断は間違っているというふうに思ひます。南水議会においても給与問題の説明が足りないとの指摘に、企業長は広報紙とホームページで足りると答えています。これ以上の説明がなされるとは考えられません。また先日、この本定例会の全協でも南水派遣議員に確認をしたところ、議決したことを蒸し返すようで追究しづらいという趣旨の苦しい立場も感じました。そこで、やはりその南水の理事である町長からも、町民や両町

議会に詳しく説明するよう指導すべきではないかというふうに考えます。それすらもできない、しないという判断は公共を担う資格はないという視点で私は質問いたします。(1) 南風原町は、水道行政を南部水道企業団でなぜ行っているのか。(2) 町民から信頼の得られない水道行政を見直すべきでないかお答えください。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項2点目の水道行政について。(1)についてお答えします。沖縄本島南部中央部は、水源が乏しく水道事業の創設が急務でしたが、各自治体が単独で事業実施することが財政的に困難であったことから、昭和37年に旧具志頭村、旧東風平村、旧大里村、旧南風原村の4村で南部地区東部上水組合を立ち上げております。本土復帰や市町村合併などを経て、現在の2町の構成団体による南部水道企業団となっております。企業団設立の目的でもある水の安定供給も図られており、前段の設立の経緯も踏まえ、南部水道企業団において水道行政を行っております。

(2)についてお答えします。本町の水道行政について、現時点で見直す考えはありません。また、町民からの信頼については南部水道企業団において取り組むべきものと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず、設立の経緯については理解をしました。私が生まれる前の話ですので、その件については細かい設立の経緯とか状況は分かりませんが、少なくとも昭和37年、1962年になるかと思いますが、50年以上前から設立されて、その南部水道企業団の発足当時の状況と、今現在ではメリット。デメリットも当然あるかもしれませんが、メリット、デメリット大きく異なるというふうに思います。その点ではどういう理解をしているかお答えください。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 それでは、今メリットということで、この場合、分離した場合のメリットという考えでよろしいでしょうか。分離したときの、じゃなくて……。すみません、じゃあ……。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それではお答えいたします。仁士議員のただいまのご質問、メリット、デメリットという形でのご質問になると非常に答弁に困るんですけども、基本的に一般論として申し上げますと、やっぱり単独のほうが黒字も出ているんです、他市町村もですね。それから言いますと、現段階と申しますか、今の社会情勢の中では単独でやったほうがメリットとしてはあるだろうなど。収益も黒字であるわけですから、水道事業は。

そういうふうになると思いますけれども。ただ、先ほど来、発足当時の話をご理解していると思うんですけれども、その当時、どうしても水道事業をやらなければいけないという社会情勢の中で立ち上がった南部水道企業団でございますので、これが脈々と続いてきて、それで我々はそのメリットを享受してきたわけですね。それを大きな社会情勢の変動とか、あるいはまた市町村の合併とかですね、南部水道のほうに組織的な不祥事があって、組織として成り立っていかないとか、そういったふうな一般論的にこれはもう南部水道企業団とやっていくわけにはいかんというような状況でもないのに、メリット、デメリットだけで今後、構成団体が2町しかありませんから、解散になるわけですから、そういうわけにはいかないんじゃないかなというのが私の一般的な考え方でございまして、何と申しますか、仁士議員がご心配なさっております、もちろん給与問題は大きな不祥事であるんですけれども、それをしっかりと住民の皆さんに説明してもらいたいというふうなのは私も山々なんですけれども、それは仁士議員のご指摘が正論だと思います。その件で私も相談をされまして、南風原町の仁士議員から説明をしてくれというふうな要請がありますけれども、どう申しますか、理事というようなことでございました。そのときに、私はいんじゃないですかと、これは構成団体の議員ですから、当然知るあれは、調査する権限があるはずだからよろしいんじゃないですかということで私はそういったような指導をしたんです。そう申しますと、企業団のほうは持ち帰りまして、じゃあ検討しますということで。そのかわりちゃんと南部水道企業団には議会があるから、議会にも相談したほうが良いと思いますよということだけは最後に付け加えました。結果として、議員が報告なさったとおりになったということを知ってですね、「ああ、そうね」ということになったんですけれども、八重瀬町長と私は理事でございますから、公営企業法に基づく理事としての役割はそれなりに果たしているつもりでございます。南部水道企業団の規約にも、企業団の業務を適切な運営を図ることを目的とするというふうに理事会はなっておりますので、我々もそれなりの指導はしているつもりですけれども、権限は企業長にしかないものですから、向こうも検討をした結果そういったふうになったというふうなことで私は理解しておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時55分）

再開（午後1時55分）

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 訂正させていただきます。先ほどの答弁で八重瀬町長の比屋根町長と申し上げましたけれども、新垣町長でございます。訂正いたします。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私もここで町長に細かい南部水道の業務まで質問する気はない。今

町長もおっしゃったように指導しているということで伺っていますが、私としてはこの質問、疑問、疑惑、そういったものについても答えてすらもらえない。派遣されている議員も非常に苦しい立場に置かれているような印象があって、これではやっぱり公共機関としてどうなのかと言わざるを得ないんですよ。それが一部の小さな問題と捉えるのか、同じことが南風原町行政で起こったらどうなりますか、これ。町長説明しないと町民に言いませんよね。これは町長に言うべきことじゃないと私は思いますけれども、そういった点で非常にこの問題、しっかりと南部水道がやるべきですよ。少なくとも町長から指導したということですが、町長の指導に対してやらないという判断をしている。これでいいんですか。町長再度、やはりこの問題はちゃんと適切に、両町民、両議会に説明すべきことだと私は思いますが、そういった指導ができるかどうか。町長申し訳ないんですけども、お答えいただければと。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほど答弁で指導というふうなことで、これは話の、答弁の流れの中でそういったふうな言葉のあやでございましてけれども、企業長から相談があったんです。いやいやそういうふうなことだから説明してあげたらいいんじゃないですかと私は答えた、一種の指導でもいいんですけども、私はそういうふうな相談がありましたのでそう答えました。決定したのは企業団のほうでありまして、向こうも議会やらに相談もしてから決めたということでございますけれども、そういったふうな状況だということでございます。非常に理事の役割といいますか、位置づけも企業団の規約でも本当に抽象的でございます、理事会は企業団の業務の適切なる運営を図ることを目的とするとあってですね、この業務の適切なる運営ですから、今回の給与問題も入っていないといえ入っていないですし、またそこまではという解釈も成り立つわけですね。また公営企業法の中でも非常に抽象的に書かれているものですから、これは八重瀬町長も話し合ったんですけども、我々の立場は非常に微妙だねというようなことになったんですけども、ちょっと長いので要約して読み上げますと、当該公共団体の住民の福祉に重大な影響がある業務の執行に関し、その福祉を確保するため必要があるとき、または管理者と、この管理者は企業団の管理者ですね、企業長です。管理者とほかの機関の権限に属する事務の執行に当該企業との間の調整を図るため必要があるとき、要するに住民の福祉に重大な影響がある業務の執行、それからほかの機関と企業団との間で調整が必要な場合は、そのときは業務の執行について必要な指示をすることができる、理事はですね。ですから、ほとんど公営企業法の中でもこういったふうなのがあなた方の仕事ですよというのがないんですね。相当重要なことじゃないと指示もできないということでの理解ですので、なかなか一つの地方公共団体ですから、向こうも。向こうに我々がどれぐらい関与できるかというのは非常に微妙なところだということでご理解をお願いしたいと思います。今回も、議員の資料の中にしっかりと記者会見なり住民説明会なりをやるべきじゃないかということでご指摘されていますけれども、私も個人的にはそうあるべきだと思っていました。ですけれども、企業長がいやいや、議会にも報告したし、ホームページにも載せてありますし、清ら水という広報紙でもちゃんと説明したからこれでよろしいですと企

業長が判断しているわけですので、これ以上の指示は私は難しいなというふうに判断したということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 内容は少し、(1)を終わって(2)に入っていくんですけども、今町長が自らおっしゃったように、公営企業法自体、そして今言う理事の役割自体も、権限も含めると非常に曖昧なんです。これが、南部水道企業団がもし仮に適切に業務運営をされている、説明責任も果たす、こういった疑惑とか疑念が生まれにくいような運営をされているのであれば問題はないもしれないんですけども、現状こういうふうに説明に答えないと言っているわけですから、もう説明したんだと。でも現状でいくと、アドバイザー会議でも副町長も含めて相当努力をされてここまで来たのに、でも数々の、ほかにも答えるべき、給与問題一つ取ってもこれは平成12年から始まっているんです。もともとの疑問点は特定地域出身者へ給与月額の特典がされているんじゃないかと、そういった指摘から始まっています。そしてどれぐらいもらい過ぎたのか、もしくは払い過ぎたのか、こういったところも総額は出ていないんですよ。一部の時期だけ切り取って、5年、2年という法定期間だけ切り取って、しかもその期間内であっても時効で消滅している、金額も。こういったほとんど明らかにされずに、できることだけ報告されているんですよ、今回のも。そもそもこういった問題に関してですね、町長も苦しい立場だと思いますけれども、私は理事会でどの程度の報告がされているのかどうかもちょっと疑問なんです。今私が言ったように平成12年からの総額ですとか、特定地域の疑い、もちろん恣意的な疑いはないとアドバイザー会議では調べていますけれども、申請はなかったとしても結果はあるんじゃないですか。様々な町民からも不安でどんどん疑念が広がっているわけです。そういった細かいことについて、町長理事会で全て報告を受けていないんじゃないかな。もしくは町長自身もこの辺分らないなということがあるんじゃないかなと私は思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後2時04分)

再開 (午後2時04分)

○議長 玉城 勇君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そもそもこの問題の発端は、南部水道において、私は不誠実な労使交渉があったと、状況にあるというふうに考えます。飛び級や給与の誤解釈は南水労組から指摘がなければ放置されていたんじゃないかなというふうにも思います。問題の全容を明確にして責任所在を示さなければ、労使、職員間の信頼どころか、両町民の公共の利益に反すると考えます。南部水道においては労使交渉の中にも弁護士まで雇って対応しています。両町の責任を果たすためにも今言うアドバイザー会議の中身も踏まえて、第三者に

よる再調査を徹底し、全容が分かる報告書を作成し、記者会見等の公の場で説明を行うべきというふうに私は考えます。町長はどう思いますか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほど来、答弁をいたしておりますけれども、基本的に私も八重瀬町長も理事としての範疇の中で相談にも乗ってあげたし、相談にも乗りましたし、それからまた意見も申し述べてきております。そういう意味で、それ以上のことに関しましては一公共団体としての南部水道企業団の責任者が判断すべきものと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 管理者が判断すべきということですが、様々なそういった疑いにさえ対応していないという現状だと私は思います。それでは公共機関としての役割は担えないと思います。給与問題だけじゃなくて、前企業長の勤務実態ですとか、これから検討されるとおっしゃっていましたが、イベントのときのために駐車場の用地を取得したいとか、そのほかにもこの疑問を解決しないと、どんどん疑問は膨らんでいきます。この際、水道行政を見直して、南風原町単独も視野に入れて準備すべきと私は思います。町長いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほども冒頭で少し触れましたけれども、やはり南部水道企業団としての一つの一部事務組合の趣旨の組織でございますので、それなりに自治法に基づく協議会等も設置して、建設された、設置されたというふうに認識をいたしております。そういうことで仁士議員の趣旨からしますと、一種の解散というふうな形になるわけですね、南風原町と八重瀬町しかないわけですから。そうなりますと、それなりの準備と申しますか、時間、議論、テーブル等が必要だと思っておりますし、そういうことから考えますと、私の任期中と申しましょうか、そのときはちょっと無理だろうなというふうなのが正直な考えでございます。同時にまたメリット、デメリットという、当然設立当時と今では社会情勢が違いますから、当然今の段階のほうがメリットも大きいかなと思っておりますけれども、私は自分から経験しまして、ちょうど私は南部水道が宮平に整備されたときは13歳でございました、中学1年です。そのときは毎朝起きると、字の共同井戸から50メートルぐらい離れていたんですけども、そこに水を汲みに行きまして、水を汲んできて、自分たちの台所の近くにあるコンクリート製のタンクに水をいっぱいにしてから学校に行くと、それが日課でございましたので、そういった恩恵を覚えている以上はですね、なかなか私の任期中に南部水道を潰して単独でやろうやと、そういうふうなことにはなかなかないと思いますので、その辺はまた後輩たちに譲りたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この問題に対して、答弁の中でも町長の理解も、私とそんなに変わらないというふうに思う中で、このような質問をしていることも少し申し訳ないなという気持ちがあります。でも、やっぱりその公共機関は信頼に応えないと自ら言う、こういう状況が果たしていいのか。先ほど議長からもご指摘いただきましたけれども、この組織としても、一部事務組合、そして公営企業法、そういった中でも私たち議員の問いにさえ答えきれない。そして派遣議員の皆さんも非常に苦しい立場に置かれる。当たり所がない中でこういう状況になっていると私は思います。以前、町長は答弁でも全協あたりで少し補足説明をしてもいいよというぐらい町長もおっしゃっていただいているわけですが、やはりこれは南水の業務で、やれということはここではできませんので、町長を理事として、この問題を少しでも解決するために、やはり町民の皆さんに答えるべき説明、そういったこともどういう方法があるのかも、少し町長考えていただけないかなと。やはりこの問題、町民の皆さんへ示すべきではないかなと、そういう視点で南風原町の水道行政と私は質問しているわけです。これについて、現時点で、どういう説明の仕方が適切なのか。それかどうかわかりませんが、やはりこれは納得いく形で収めていただきたい。そういった思いですが、町長すみません繰り返して、是非一言で結構ですのでお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後2時12分）

再開（午後2時13分）

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。本町の、南風原町の水道行政に関しましては、現状が八重瀬町との広域で、南部水道企業団で進めているというようなこととございますけれども、将来的には、ひょっとしたら沖縄県の水道事業の統一化と、そういったようなことも出てくるかもしれませんし、あるいはまた隣町の与那原町みたいにですね、南風原町単独でやりましょと、議会なりあるいはまた町民の皆さんの世論が盛り上がってですね、南風原町単独でやりましょということになるかもしれません、確かに。そのときはまた南風原町は水道事業にも進出を進めると、水道事業も進めるというふうなことになるかと思えます。今現在、それでいいのかというようなご質問でございますけれども、私は一般論でございますが、一朝一夕に南部水道を解体して、南風原町でやっていくというふうなことはまだ時期尚早だろうと。現段階ではやむを得ないということで片づけられしよがないんですけれども、現段階で南部水道企業団という組織があるわけですから、そこで進めていくと。今、問題になっておりますいろんな諸問題に関しましては、南部水道企業団独自で自助努力でもって町民の信頼を勝ち取っていただきたいと、そういったふう

な思いでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長も苦しい立場だと思いますが、やはりこういったことで信頼が得られないというような世論が高まっていくことは、私はよくないことだというふうに思います。検証だったり、説明ができないまま、私はこういう状況になっているということの重大性を考えて、南風原町の水道行政を見直すべきじゃないかというふうに質問しているわけですが、ただ、この問題に関してこのままではいいと思わないので、少し私もどうやって町民に説明していくか。もう少し勉強、また確認を続けていきたいと思えます。どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長 玉城 勇君 訂正があります。教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 先ほど一般財源の補填、給食費の補填についてどうなっているかという答弁に対して、曖昧な答弁だったのでちょっと補足説明をさせていただきます。滞納分の一般財源からの補填は計画しておりません。賄い材料費は歳入だけで賄えるように実施していきます。以上です。